

平成26年3月27日

報道関係者 各位

島原市消防団協力事業所表示証交付式（第一回）の実施について

標記について、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成26年4月1日（火）16時00分から
- 2 場 所 島原消防署 4階 多目的ホール
- 3 内 容 昨年10月より施行の島原市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定事業所への表示証の交付を行うもので、制度開始後初の交付となります。
- 4 認定事業所 ①（株）東洋機工製作所
②島原ドック協業組合
③（株）島原鉄工所

※「島原市消防団協力事業所表示制度」の概要

地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的に、島原市消防団に積極的に協力している事業所等を市が認定し、「消防団協力事業所」の表示証を交付する制度。

なお、認定の条件については下記のいずれかに該当する場合となっており、事業所からの申請または消防団長等の推薦により、市で審査・認定となります。

- ① 当該事業所等の従業員が、消防団員として2名以上している。
- ② 災害時等に資機材等を消防団に提供し、または消防団に訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力している。
- ③ 上記のほか、各種消防団活動に協力し、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：市民安全課

防災班 前田英幸

電話：0957-62-4607

E-mail：fvf@city.shimabara.lg.jp

島原市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島原市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 第4条に規定する認定を受けた事業所等をいう。
- (3) 表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する消防団協力事業所表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、島原市長に島原市消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防団長等は、消防団活動に協力している事業所等に対し、消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付について、当該事業所等の意思を確認の上、市長に島原市消防団協力事業所表示証交付推薦書（様式第2号）により推薦することができる。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、当該事業所等が、消防関係法令に違反しておらず、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定するものとする。

- (1) 当該事業所等の従業員が、消防団員として2人以上入団しており、当該消防団員が就業時間中に消防団活動を行うことについて、業務に支障のない範囲において許可いただけるとき。
- (2) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力をしているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良であるとき。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該消防団協力事業所に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 消防団協力事業所の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備え付け)

- 第7条 市長は、表示証の交付に際して、島原市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)に、事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。
- 2 島原市消防団協力事業所表示証交付整理簿は、島原市消防団本部に備え付けるものとする。

(表示証の有効期間等)

- 第8条 消防団協力事業所の認定は、原則として、当該認定の日から2年を経過したときはその効力を失う。
- 2 前項の規定により認定が失効した事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(継続手続)

- 第9条 認定の継続を希望する消防団協力事業所は、表示証の有効期限満了日の30日前までに、島原市消防団協力事業所表示証交付(継続)申請書(様式第1号)により継続手続を行うものとする。

(認定の取消し)

- 第10条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すものとする。この場合において、市長は、相手方に対し、島原市消防団協力事業所認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき。
 - (4) その他消防団協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

- 第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。